

さくら市農業委員会総会議事録（令和5年4月定例総会）

1. 開催日時 令和5年4月25日（火）午後1時30分から午後3時12分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第6号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
	議案第7号 さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦

	について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大竹	宏委
係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事	大野	まりか

7. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。本日は田植えも始まろうとするお忙しい中、ありがとうございます。今日は、お伝えすることも無いですし、懇親会も控えていますので、早速総会に入りたいと思います。今日は、通常の議案に加えまして、農地利用最適化推進委員の選考委員の議案がありますので、慎重審議をよろしくお願いたします。</p> <p>それではただ今から、さくら市農業委員会4月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第4号1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第2調査会委員長の報告を求めます。</p>

7番	小菅	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、議案第3号1件、議案第4号2件の合計4件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	齋藤	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	七久保	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号3件、議案第2号1件、議案第4号1件、議案第6号2件の合計7件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	齋藤	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時10分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第6号6件の合計9件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	齋藤	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。6番の片岡純雄委員、7番の小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>それではご説明いたします。</p> <p>議案第1号の説明に入る前に、下限面積要件の廃止について一言ご説明いたします。</p> <p>以前よりお伝えしておりましたとおり、令和5年4月より下限面積要件は廃止となりました。従いまして、今月より経営面積が5,000㎡に満たない案件が提出されております。今月の案件としましては、番号○番、△番、□番がそれにあたりますので、皆様には慎重な審議をお願ひいたします。</p>

それでは、議案の説明に入ります。

(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)

こちらの3条許可申請に関して詳細をご説明いたします。

法人が農地法第3条の許可を受けて農地を所有する場合は、通常の3条許可要件に加えて、農地所有適格法人である必要があります。

そこで、農地法3条許可の審議に先立ち、譲受人である〇〇が農地所有適格法人として適切かどうかの審議が必要となります。

譲受人〇〇の状況を説明いたしますので、農地所有適格法人として認められるか否か、また、併せて農地法第3条許可についての審議をよろしくご願ひいたします。

それでは、申請法人の状況についてご説明いたします。資料(要件確認書)をご覧ください。

資料の番号1をご覧ください。譲受人〇〇は令和▲年▲月▲▲日に設立された農事組合法人であり、これは履歴事項全部証明書・定款から確認済みです。

よって、法人形態要件を満たしていると判断します。

続きまして、資料番号2番です。農地法第3条では「主たる事業が農業」(関連事業を含む)であることが要件として規定されています。〇〇の主な事業は「イチゴ・チモシーの生産・販売」であり、またそれらに関連する農業以外の売上の見込みがないことを提出資料、代理人からの聞き取り等から確認済みです。

以上のことから、事業要件を満たしていると判断します。

続いて、資料番号3番の「議決権要件」について説明いたします。資料の2ページ目をご覧ください。〇〇の総議決権数は4であり、すべての議決権を農業の常時従事者、年間150日以上従事する方が持っています。

よって、議決権要件に関しては、農業常時従事者が過半数以上の議決権を持っているため、要件を満たしていると判断します。

続いて、番号4番「役員要件」について説明いたします。

役員についても2ページ目に記載しています。資料より、すべての理事と理事長が農業に年間150日以上従事することが見込めるので、農業の常時従事者が理事の過半数を占めていること、かつ理事が法人の農作業に年間60日以上従事していることから、役員要件は満たしていると判断します。

以上のことから、〇〇は農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると判断します。

つきましては、説明が長くなりましたが、譲受人〇〇は農地所

		<p>有適格法人の要件を満たしていることから同法人として承認してよろしいか、また、承認の上は、農地法第3条の許可をしてよろしいか併せてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、譲受人〇〇が、譲渡人△△より、売買により農地を取得し、経営を開始するものです。譲受人〇〇は、最近、□□□市に事務所を開設したもので、まだ、栃木県内での農業の実績はございません。〇〇はここで、イチゴを5千㎡、イネ科のチモシーを9万6千㎡ほど栽培する予定となっております。チモシーは、ウサギのエサにするとのこと。現地は荒れていまして、最近耕作した様子はみられませんでした。遊休農地化していくのを心配しておりましたが、耕作する方が現れてほっとしているところです。</p> <p>4月14日の農地利用最適化推進委員との調査会、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと考えています。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>まず、農地所有適格法人として承認するかどうかを検討していきたいと思えます。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
7番	小管	<p>〇〇さんは、これまで農業の経験は無いようですが、働いている4名の方のうち、2名の方は●●●内にお住まいのようですが、直近の農業への年間従事日数が180日、今後見込み300日農業に従事となっておりますが、各4人とも、自宅もしくは自分で持っている農地で農業をされていたのか否か、直近実績が全員180日で揃っているところが、不安というか、もちろん遊休農地を耕作していただけるのは、すごく有り難いことですが、その辺は一応確認しておいた方が良くないかと思い質問しました。</p>
事務局	大野	<p>役員の内、●●●にお住いの2名は、現地で農作業に従事するというよりも、会社として農業のマーケティングや販売ルートの成立等に従事する日数を、農業への従事日数として計上しています。現地で農業に従事する方は、主に□□□市にお住いの2名</p>

		<p>です。ただ、●●●内にお住いの方々も、別名義の会社でも、農業に関連することをやっているということなので、そちらでの従事も見込めるということで聞いております。</p>
7番	小管	<p>問題は、この業務を継続してやっていけるかどうかで、見通しが立っていれば良いと思います。</p>
議長	齋藤	<p>農業法人ですので、我々の管轄から外れてしまうわけではないので、これからも注意しながらみていくことにしましょう。</p>
議長	齋藤	<p>その他何かございますか。 特にないようでしたら、〇〇を、農地所有適格法人として承認してよろしいか、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、農地所有適格法人として承認されました。 続きまして、議案第1号 番号1番について、質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 特にないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>

7番	小管	案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、譲渡人の〇〇さんから譲受人の△△さんへ売買による所有権移転の案件であります。これまでも譲受人の△△さんが耕作されていた農地ということで、案内図の農地の北側が△△さんの自宅です。まじめに農作業を頑張ってやってらっしゃるので、何の問題もないと思います。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第1号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第1号番号3番について、朗読して説明する) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
12番	千野根	案内図1-3をご覧ください(申請の場所を説明する。) 申請地は〇〇氏が△△氏より土地の売買により所有権移転する案件です。内容は事務局の説明のとおりです。 23日に推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第1号番号4番について、朗読して説明する)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
13番	柴山	<p>案内図1-4をご覧ください(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は、譲受人〇〇さんが△△さんより畑を買い取りましてさつまいもの栽培を行うものです。〇〇さんは農業者ではございません。</p> <p>14日に農地利用最適化推進委員と現地を確認しましたが、以前は木が生えていたのですが、小さなユンボで引き抜いて端に寄せていた状況で、まだ平らに整地されてはいませんが、耕作されると思いますので問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>

		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第1号 番号4番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第1号番号5番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
9番	大谷	案内図1-5をご覧ください(申請の場所を説明する。) この案件は、譲渡人〇〇さんから譲受人△△さんへ贈与する案件です。〇〇と△△さんは親戚筋だということで、贈与という形をとって農作業に従事するという事です。農作業を4年位やっているということで、申請箇所、イモとか大根、カボチャ等を植えてやっているということです。△△さん宅の前に小さな庭があるのですけれども、そこで若干ネギ等を作っている状況ですので、申請箇所、それらの部分も含めて農作業に従事するという案件です。 23日に地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 ちなみに、機械等はどうなっていますか。

9番	大谷	必要であれば購入すると聞いております。
議長	齋藤	その他、何かございますか。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第1号 番号5番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
17番	七久保	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本案件は、申請人が自己所有農地に一般住宅を建築する農地転用案件です。 転用行為の必要性ですが、申請人が現在住んでいる住宅は、老朽化しており住宅の建て替えを検討していました。既存宅地内での建て替えも検討しましたが、東側は高さ約10mほどの崖で危険であり、崖にはびこる竹から時折タケノコが既存宅地にも生えてきていました。以上のことから、既存宅地の住宅建て替えは困難なため、隣接地の自己農地を選定し住宅を建築するものです。

		<p>土地利用計画ですが、木造平屋建 一般住宅 建築面積 81.15㎡を建築し、残地は駐車スペース及び庭として利用します。取水につきましては、既存宅地への上水道に接続します。生活排水につきましても、既存の浄化槽に接続します。雨水は砂利敷のため敷地内浸透処理します。</p> <p>資金計画ですが、住宅建築、土地整備合わせて1,425万円を見込んでおります。金融機関の残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害対策ですが、周囲は自己所有地のため、被害の発生はないと思います。</p> <p>4月14日に地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にある第1種農地が含まれますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」でありますので、</p>

		申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
10番	加藤	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 申請者は平成〇〇年に許可を受けた事業計画を変更する案件です。主な変更計画については、研究施設が変更前の27棟から25棟に2棟の減となります。また、所要面積も約10万㎡から約4万7千㎡となり、5万3千㎡の縮小となります。なお、農地の転用については変更はありません。 変更後事業計画により生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設については、地元住民、土地改良区、水利権者等の承認及び栃木県の指導を受け、現況機能を損なわないように計画し実施しておりますので、現在問題は発生しておりません。 4月20日に地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3

		種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小林	案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、令和△年△△月△△日付けて農地法第5条の転用許可を受けた案件であります。今回の事業計画変更といたしまして、〇〇さんと奥さんの二人の名義で申請していましたが、今回〇〇さん1人のみとなります。内容等は変更はありませんので何ら問題ないと思っております。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。

議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小林	<p>この案件については、上阿久津台地土地区画整理事業地内にありますので、場所の説明は省略させていただきます。売買による所有権移転の案件であります。転用目的は宅地分譲です。</p> <p>転用行為の必要性といたしまして、今回計画している当地においても区画整理事業の実施されている地域で、今後宅地化の進む住宅販売に適した地であり周辺の活性化にもつながると思ひ、計画の実行に至りました。</p> <p>土地の選定理由といたしまして、リバーサイドきぬの里として、さくら市が宅地化を推奨している住宅需要の高い地域です。住宅販売を計画していましたところ土地所有者からの協力が得られたため、この土地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、宅地3区画を計画しております。南側の既存道路からそれぞれ乗り入れを予定しております。外周はコンクリートブロックにて区画界とし、近隣に被害を及ぼさないようにします。し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流します。雨水は敷地内の浸透により処理します。給水計画については、さくら市水道事業管から取水します。</p> <p>資金計画といたしまして、用地費・建築費・造成費・諸経費合わせて5,900万円です。全額自己資金でまかないます。残高証明も添付されております。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして、議案第4号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
6番	片岡	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、譲渡人〇〇さんが畑を譲受人△△さんへ使用貸借により一般住宅を建てる案件です。</p> <p>転用行為の必要性についてですが、現在は実家に住んでおりますが、来年結婚も考えており、今年中に新居を構えたいと計画しております。</p> <p>土地の選定理由ですが、他の土地も確認しましたが、見つかりませんでした。将来子供も、地元の小・中学校に通わせたいと考えており、今回申請に至っております。</p> <p>土地利用計画につきましては、木造平屋建てです。進入路は南側の道路より乗り入れ。取水は市水道より給水。排水は合併処理浄化槽にて処理後、宅地浸透槽にて浸透処理。雨水は敷地内自然浸透です。埋め立ての造成計画はありません。駐車場は3台の駐車スペースを確保します。</p> <p>資金計画ですが、全て借入れです。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、土砂流出対策、日照・通風の影響も特に問題はありません。</p> <p>23日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。何ら問題はないと考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>

		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第4号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第4号番号3番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小林	案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、先ほどの3-2の事業計画変更と同じ場所でございます。先ほどお話ししたように、令和△年△△月△△日付けて農地法第5条の転用許可を受けた案件で、譲受人が変更されたための申請でございます。内容的には変わっていないので、何ら許可することは問題はないと思えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地であるため第3種農地と判断する農地と、農地の集团的広がりが約1.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地であるため第2種農地と判断する農地が混在しておりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」であるので代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、(株)〇〇さんが△△さんと□□さんが所有する土地を売買により建売分譲して転用する案件です。(株)〇〇さんは、●●●市内に本社を置き、不動産の売買、建設業を主体とした総合不動産業の会社であります。</p> <p>転用行為の必要性及び土地の選定理由ですが、申請地は小・中学校にも近く、公共上・下水道も整備されており、住宅環境に恵まれた土地であり、土地所有者より土地を譲り受けることができたため、今回の申請に至りました。</p> <p>土地利用計画ですが、11区画の住宅用地及び浸透施設用地、ゴミ置場用地として計画いたしました。取水は公共上水道に接続、生活雑排水は公共下水道に接続、雨水については浸透施設に引き込む予定です。</p> <p>資金計画ですが、土地取得費、土地造成費、建物建築含む関連工事費、事務費・関係経費合わせて3億円、全て自己資金でまかえません。別紙残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、北・南側は道路、東側は宅地、西側</p>

		<p>に農地がありますが、コンクリートブロックで土留めをし、2 m 位の畔があるため、日照・通風ともに問題ないと判断しております。</p> <p>4月14日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
9番	大谷	<p>案内図4-5をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>事務局の説明のとおり、〇〇施設の拡張ということで、△△さん及び□□さんから売買によって拡張をする転用案件であります。</p> <p>転用行為の必要性についてですが、〇〇施設として●●たちの</p>

受入れから退所後の自立を支援する事業を行っております。近年、24時間体制である▲▲▲の所有車両の増車及び職員の増員により駐車場の確保が困難な状況でありますので、△△さん及び□□さんの土地を売買によって土地の拡張をたく申請しました。申請地の一部は、■●●関係者の善意により長らく土地の無償利用を行ってきました。現在、若干駐車場になっております。この件につきましては、始末書が添付されております。

土地利用計画につきましては、場内は▲▲▲所有車両及び職員駐車場並びに緑地・来訪者用駐車場として利用するという事です。雨水は場内処理します。申請地における水の利用はありません。

資金計画につきましては、土地代金5,015万円、土地整備資金2,420万円、これは駐車場整備・雨水処理槽及び周辺フェンス設置等の費用です。合わせて7,435万円です。自己資金でまかさないです。資金証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除対策ですが、案内図右側の申請地、来訪者駐車場は、土盛をし、コンクリート舗装します。雨水が場内へ流出することがないように、申請地中央を低く勾配をとると共に、場内に雨水浸透槽を設置します。案内図左側の申請地、職員の駐車場は、雨水が場内へ流出することがないように、申請地中央を低く勾配をとると共に、場内に雨水浸透槽を設置し、場外への雨水の流出を防ぎます。来訪者駐車場につきましては、北側は畑で、所有者に駐車場として利用することを伝えてあります。東側はアパート敷地、南側・西側は道路につき被害の発生はありません。職員駐車場につきましては、○○施設がありますが、南側が敷地及び道路、西側が雑種地につき被害の発生はありません。

23日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。

皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長

齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第4号 番号5番について、承認される方の挙手を求めま

す。

【全員挙手】

議長 齋藤 全員挙手ですので、議案第4号 番号5番については、原案どおり承認されました。

ここで、暫時休憩とします。

(午後2時34分から午後2時45分の間、暫時休憩)

議長 齋藤 それでは会議を再開します。
議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。

議案第5号につきましては、私が当時者でありますので退席をさせていただきます、議事の進行を職務代理にお願いします。

議長 石田 議長からの指名により、議長に代わり議事の進行を行います。
それでは、改めまして、議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。

8番 小林 議案第5号につきましては、当事者であるため退席いたします。

14番 石原 私も、議案第5号につきましては、当事者であるため退席いたします。

議長 石田 議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である 8番「小林薫 委員」、14番「石原功江 委員」、18番「齋藤敏一 委員」の退席を許可します。

【 8番 小林 薫 委員 退席】

【14番 石原 功江 委員 退席】

【18番 齋藤 敏一 委員 退席】

議長	石田	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>議案の説明の前に、議案第5号につきまして資料をご確認ください。全3ページとなりますが、2ページ目が抜けていたため、資料を1枚追加で配布しました。</p> <p>それでは説明に入ります。この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和5年度 第1号 公告予定年月日は令和5年4月28日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規24件、再設定25件、所有権の移転が2件です。</p> <p>なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	石田	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	石田	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第5号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。</p> <p>8番「小林薫 委員」、14番「石原功江 委員」、18番「齋藤敏一 委員」の着席を願います。</p> <p>【 8番 小林 薫 委員 着席】</p> <p>【14番 石原 功江 委員 着席】</p> <p>【18番 齋藤 敏一 委員 着席】</p>

議長	石田	ここで議長を会長に代わります。
議長	齋藤	次に、議案第6号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第6号番号1番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 片岡純雄委員、現地確認日は令和4年8月9日です。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
6番	片岡	資料60ページをご覧ください。(申請の場所を説明する) 図面のとおり、農業上の利用は出来ないと判断しました。農地パトロールの際に推進委員さんと現地を確認しましたので、非農地通知交付は仕方ないと思います。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第6号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第6号番号2番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。)

		農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現地確認日は令和4年7月28日です。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
17番	七久保	資料61ページをご覧ください。(申請の場所を説明する) 6年間農地パトロールを行っていますが、全然変化はございません。案内図の道路は通れそうに見えるのですが、現況は篠で覆われており、道幅も1m程しかないところもあり、トラクターも通れなくて、手の施しようのない状態です。周囲も同じような状況で、周囲には影響はないと判断いたします。 4月14日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが非農地通知書交付につきましては問題ないと考えています。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第6号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	こちらは、取り下げとなりました。
議長	齋藤	続きまして、議案第6号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局	小倉	<p>(議案第6号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 加藤幸治委員、現地確認日は令和4年8月17日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
10番	加藤	<p>案内図6-4をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この申請地は約40年前から耕作しておらず、現況は山林の様相を呈しております。現地の復元が著しく困難であると考えています。</p> <p>4月20日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが問題ないと考えています。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第6号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 片岡純雄委員、現地確認日は令和4年8月8日です。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
6 番	片岡	資料 6 4 ページをご覧ください。(申請の場所を説明する) 私が農業委員になってから状況は全く変わっていません。もうここは、杉の木が生えていて、非農地通知書を交付することは問題ないと思います。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 6 号 番号 5 番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第 6 号 番号 5 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号 番号 6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 6 号 番号 6 番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 片岡純雄委員、現地確認日は令和 4 年 8 月 8 日です。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
6 番	片岡	資料 6 5 ・ 6 6 ページをご覧ください。(申請の場所を説明する) 農地に戻すのは無理だと思います。非農地通知書を交付することは問題ないと思います。 皆様のご審議をお願いいたします。

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第6号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第6号番号7番について、朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 柴山昇委員、現地確認日は令和4年8月19日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
13番	柴山	<p>案内図6-7をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>写真のとおり、農地として耕作するのは無理だと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第6号 番号7番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第6号番号8番について、朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 柴山昇委員、現地確認日は令和4年8月19日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
13番	柴山	<p>案内図6-8をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>写真のとおり、農地として耕作するのは無理だと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号8番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号8番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大竹	<p>さくら市農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、令和5年7月20日からの委員につきまして、令和5年1月6日、一部の地区につきましては2月27</p>

		<p>日を期限としまして、応募受付を行いましたところ、募集人員27地区28名に対し、27地区29名の応募がありましたことから、「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程」に基づき、選考委員会を設置して、候補者を選考することになります。</p> <p>選考委員会は、さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程第3条により6名以内の委員で構成され、同条第2項により「委員は、農業委員会委員の中から互選したものとし、農業委員会が委嘱する。」こととなっておりますので、選考委員会を組織するにあたりまして、委員6名以内を推薦していただきますよう、お諮りいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>ただいま、事務局より説明がありましたがどのように選出したらよろしいか、ご意見がありましたらお願いします。</p>
10番	加藤	<p>6名ということで、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名でいかがでしょうか。</p>
議長	齋藤	<p>ただいま加藤委員より、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名でどうか、という意見が出ましたが、ほかの意見はございますか。</p> <p>【意見なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>ほかに意見がありませんので、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名を選考委員としてよろしいでしょうか。</p> <p>賛成される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、選考委員として、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名とすることに決しました。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号15番、</p> <p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号3番はお目通しを願います。</p>

本日の議題はすべて終了しました。
以上を持ちまして、さくら市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

(午後3時12分)